

## 山口県行政書士会会員証及び会員徽章に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、山口県行政書士会（以下「本会」という。）会員が、行政書士業務の適正を図ることにより行政手続きの円滑な実施に寄与し、会員の信用と品位をもって誠実に国民の利便に資するため、本会会則（以下「会則」という。）第8条第1項に規定する会員証及び会員徽章（以下「会員証」及び「会員徽章」という。）に関する、会員証の有効期間、会員証の更新及び変更、会員証の再交付、会員証の携帯掲示及び会員徽章の着用等について、会則第59条の規定に基づき必要な事項を定める。

(会員証の有効期間)

第2条 本会が、会員に交付する会員証の有効期間は、発行の日から5年間とし、以後5年ごとに到来する同月末日を期間として更新するものとする。

2 前項に規定する会員のほか、新たに会員となり交付する会員証の最初の有効期間は、発行の日から5年間の定めにかかわらず、前項会員の次期更新の日に統一して更新するものとする

(会員証の更新及び変更申請)

第3条 会員は、会員証有効期間満了日の3ヶ月前から有効期間満了の日までに会員証の更新申請を行うとともに、有効期間満了までに会員証に記載の登録事項に変更が生じたときは、変更が生じた日から15日以内にその事実を証する書面を添付して、会員証の変更申請をしなければならない。

2 会員は、会員証の更新及び変更は、別紙様式に定める「行政書士会員証更新・変更申請書」（以下この項で「更新・変更申請」という。）により、次に定める書類を添付して本会に更新又は変更の申請をしなければならない。

一 行政書士法第6条の4の登録を受けた事項に変更が生じたとき、日本行政書士会連合会行政書士事務取扱規則第17条の規定による行政書士変更登録申請書手続きによる変更申請（写）

二 前号の変更申請による会員証の記載事項に変更が生じた、その事実を証する書面（写）

三 申請時1ヶ月以内に撮影した写真2枚

3 本会は、会員からの更新・変更申請があったときは、遅滞なく新たな会員証を交付する。

(会員証の再交付)

第4条 会員は、会則第8条第2項に規定する会員証の再交付は、同条同項に定めるもののほか申請時1ヶ月以内に撮影した写真2枚を添付して、同条同項第2号様式に定める「会員証等再交付申請書」により申請し、会員証の再交付を受ける

ことができる。

(会員証の携帯掲示、会員徽章の着用)

第5条 会員は、行政書士の業務を行う上で必要と認めるとき及び本会の事業活動に参加するときは、常に会員証を首掛けストラップなどにより携帯掲示し、必要により提示を求められたときは直ちに提示するとともに、会員徽章も同時に着用するものとする。

2 会則第8条第1項第1号様式で定める会員証の大きさは、縦5, 5cm・横8, 5cmとし、写真の大きさは同条第1号様式の定めによる。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年11月20日から施行し、同日から適用する。

(経過措置)

2 会員が、この規則の適用日に現に交付している会員証は、この規則の定めにより交付したものとみなす。

3 会員が、前項の規定により現に交付を受けている会員証の有効期間は、この規則第2条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

4 会員は、前項に定める有効期間満了の日までにこの規則第3条の規定により、会員証の更新及び変更申請の手続きを行わなければならない。

(入会・更新・変更による会員証)

5 この規則の施行日後、会員に対する会員証の交付は、会則第8条第1項に規定する第1号様式の、山口県行政書士会会員証(表面)中、年月日生の次に、「この会員証の有効期限は、年月日までとする。」の事項を加えて交付する。

## 附 則

(適用日)

1 この規則の附則中、改正前の部分についてはなお従前の例により、改正部分については、平成21年7月25日から施行し、同日から適用する。

(事務所所在地)

2 会則第8条第1項に規定する第1号様式中、平成20年11月20日から施行し同日から適用した改正前の附則中、第5項の山口県行政書士会会員証(表面)中、「年月日生」の次に、新たに「事務所所在地」を加える。

(会員証への記載)

- 3 前項の改正部分については、規則第2条に定める会員証の有効期間に係る更新期日に関わらず、会員の記載申出により新たに事務所所在地を会員証に加えるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成25年12月2日（改正規則第2条第2項、第5条第2項中第1号様式）から施行する。

(別紙様式) (第3条第2項関係)

## 行政書士会会員証(更新)・(変更)申請書

平成 年 月 日

山口県行政書士会

会 長 殿

写真添付 (縦3,0×横2,5)	会員所属支部	支部	
	登録番号	第	号
	会員番号	第	号
	登録年月日	年	月 日
	生年月日	年	月 日

事務所所在地

行政書士氏名

職印

会員証及び会員徽章に関する規則第3条の規定による会員証の更新・変更について、必要資料を添付して下記のとおり申請します。

記

○ 会員証更新申請(該当数字に○印)

1 規則第3条に基づく更新申請

2 規則第3条に基づく変更申請

行政書士法第6条の4の変更登録(日行連行政書士登録変更申請書(写)記載事項)手続きによる  
変更申請事項

(参考)更新・変更の際必要なもの

- 1 更新を要する会員証の提出
- 2 変更を要する会員証及び変更を要する事由を証する書面
- 3 申請時1ヶ月以内に撮影した写真2枚